

就労移行支援・就労継続支援事業所 管理者 様

宝塚市 障害<sup>がい</sup>福祉課

在宅におけるサービス利用に関する確認書について(通知)

平素より本市の福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、就労移行支援および就労継続支援における在宅でのサービス利用について、「令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする」と示されました。

また、利用者要件については「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」とされたため、本市における今後の取扱いとして、別添の確認書および貴事業所で作成した個別支援計画を利用前に提出することを求めます。

※制度は就労移行支援および就労継続支援のみを対象とし、本人支援における在宅でのサービス利用の必要性を鑑みて判断されるものです。既に行っている新型コロナウイルス感染拡大防止のための代替的支援とは、分けてお考え下さい。代替的支援の取扱いについては、特に変更はありません。なお、国の通知等により取扱いに変更が生じる場合は、別途お知らせします。

※令和2年度より継続して在宅支援を提供している利用者については、改めて確認書を令和3年4月1日付としてご提出ください。

(追伸)

今後、各種通知や制度周知を効率的に行うために、メールでのご連絡を考えております。下記のアドレスに①事業所名、②運営法人名、③事業所電話番号を記載し、メールの送信をいただきますようお願いいたします。

(※本通知をメールで受け取っている事業所は登録が済んでいるため、上記連絡は不要です。)

障害(がい)福祉課代表メール：m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

〒665-8865

兵庫県宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 障害(がい)福祉課

福祉サービスチーム

Tel : 0797-77-2077

Fax : 0797-72-8086

(別添)

## 留意事項

- ・ 確認書に個別支援計画（在宅支援について記載があるもの）を添えて、利用前に提出してください。  
また、継続して在宅支援を行う場合は、更新の度に確認書の提出が必要です。
- ・ 提出方法については、可能な限りメールでお願いいたします。メール以外の手段の場合、個人情報の取扱いにご注意ください。（名前をイニシャルに変える等）
- ・ 確認書の提出後、市は在宅での支援効果が認められるか等について検討します。  
メールの送信と合わせて電話にてご連絡いただけますと、スムーズに確認が行えるため、ご協力をお願いいたします。
- ・ 在宅支援と通所支援を組み合わせることも可能です。個別支援計画に組み合わせることの必要性等を記載してください。
- ・ 計画相談員にも確認書を提供し、支援内容について情報共有を徹底するよう努めてください。
- ・ 月毎の記録等の提出は求めませんが、事業所内にて5年間保存してください。  
また、市から提出を求められた場合は、速やかに提出してください。